

保税蔵置場の許可の失効公告

下記保税蔵置場については、関税法第47条第1項第1号の規定により許可が失効したので、同条第2項の規定により公告する。

令和8年9月1日

名古屋税関長 杉山 真

記

- 被許可者の住所及び名称
東京都千代田区麹町四丁目8番地
株式会社ニッポン
- 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社ニッポン名古屋工場 入船サイロ 保税蔵置場
愛知県名古屋市港区入船一丁目1番34号
- 許可の失効原因
廃業
- 許可の失効年月日
令和8年8月31日